

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続: 有 無)

平成22年12月17日

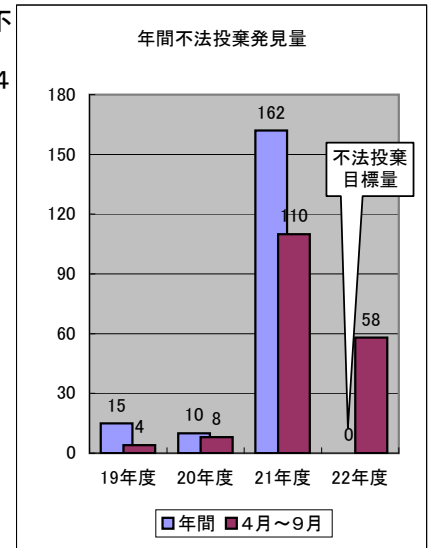
第三者委員会

No.4		都道府県名:秋田県			市町村等名:三種町			
対象地域:三種町全域				世帯数※: 6,891世帯		人口数※: 20,300人		
防止事業				引渡事業				
実施期間	平成21年4月1日 ~ 平成21年12月30日			実施期間	平成21年10月1日 ~ 平成21年12月30日			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄監視員のパトロール 看板の製作および設置 			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> 職員が回収し、発見場所から集積所に輸送する。 集積所から指定引取場所までは業者に委託して輸送する。 			
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計		
引渡事業の実績(台)	0	22	0	7	2	31		
	防止事業			引渡事業		合計		
	防止項目			小計	撤去等費用			再商品化等料金
	設備費	労務費	その他経費					
事業に要した金額(千円)	536	441	204	(1,181)	51	90	(1,322)	
交付した助成金額(千円)	227	221	102	(549)	51	35	(635)	

※:世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

三種町が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(15台)に対する平成22年度の目標削減率は100%(年間不法投棄目標量で0台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では既に年間の不法投棄目標量を58台上回っており、上記の年間目標削減率を達成できない。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 引渡事業の実施に関し、被協力事業用券の使用忘れがあり平成22年3月に三種町より「覚書の定めによらない事業実施について」の改善書を受領した。
- 三種町の責務は、I. 及び II. 1)を除き 適切に遂行されているものと認められる。